

15 雇用の促進

(1)障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金等

障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的としています。

	種類	内 容
1	障害者雇用調整金	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主（以下、「納付金申告義務事業主」という。）で障害者雇用率（2.5%）を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額29,000円（対象障害者数の年間総計が120人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額23,000円）の障害者雇用調整金が支給されます。
2	報奨金	常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円（対象障害者数の年間総計が420人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額16,000円）を乗じて得た額の報奨金が支給されます。
3	在宅就業障害者特例調整金	納付金申告義務事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。 なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。
4	在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請が可能な事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。
5	特例給付金	令和6年3月31日まで雇い入れられた、特定短時間労働者である重度以外の身体障害者または重度以外の知的障害者を雇用しており、あわせて常用雇用労働者である障害者を雇用しており、あわせて常用雇用労働者である障害者を雇用している100人以下事業主または100人超事業主が申請できます。 特定短時間労働者である障害者の年間合計数に1人あたり5,000円（100人以下事業主）または7,000円（100人超事業主）を乗じて得た額が支給されます。ただし、常用雇用障害者の年間合計数が支給上限となります。

□問合せ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
栃木支部高齢・障害者業務課(TEL.028-650-6226)

(2)障害者雇用納付金制度に基づく助成金等

障害者の雇用にあたり、作業設備や施設の改善、特別な雇用管理に要する事業主の経済的負担を軽減することにより、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

	名 称	内 容
1	障害者作業施設設置等助成金	障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。
2	障害者福祉施設設置等助成金	障害者を継続して雇用している事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
3	障害者介助等助成金	就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。
4	重度障害者等通勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
5	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
6	障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有するものとして都道府県労働局の認定を受けた事業者が、該当事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った場合に支給するものです。
7	職場適応援助者助成金	「企業在籍型職場適応援助者による支援」と「訪問型職場適応援助者による支援」があり、前者は職場適応援助者による支援体制の社内整備を進める事業主が、自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる場合に助成するもので、後者は企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成するものです。
8	障害者能力開発助成金	障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合や、その事業を運営する場合に、その費用の一部を助成するものです。
9	障害者職場実習等支援事業	障害者を雇用したことがない事業主または、これまで雇用したことがない障害者種別等の障害者を雇用しようとする事業主等が、ハローワーク等と協力して、雇入れを前提として一定期間の職場実習を計画し、実習生を受け入れた場合または、障害者雇用に係る知見を有する事業主が、障害者雇用の経験やノウハウが不足している事業主に対し、職場見学等を実施した場合に、実習生および職場見学等の受け入れを行った事業主に対して、障害者職場実習等受入謝金等を支給するものです。

問合せ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
 栃木支部高齢・障害者業務課(TEL.028-650-6226)